



消 第 6 5 6 号
平成 2 8 年 9 月 1 6 日

一般社団法人宮城県LPガス協会会長 殿

宮 城 県 総 務 部 長



高圧ガス保安法令の遵守の徹底について（通知）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、県内の高圧ガス製造事業所において、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する許可を受けずに変更工事を行った上、継続的に施設を使用していた事案が確認されました。これは、重大な法令違反であり、誠に遺憾です。

当県では、許可が不要な変更工事については、「高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱い」を作成し、規定しておりますが、これに該当する変更工事以外は、法第14条第1項の許可を受けて変更工事を行う必要があります。

つきましては、変更工事の実施に当たっては、手続きについて法令を確認したり、当部消防課に照会する等、貴協会会員に対し法令遵守の徹底について周知いただくよう、御協力をお願いします。

担当	消防課産業保安班 根本・浪岡
電話	022-211-2377
FAX	022-211-2398

高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱い

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第4項、第19条第1項若しくは第4項又は第24条の4第1項の規定による軽微な変更の工事については、下記1のとおり取り扱うこととする。併せて許可及び届出の不要な工事については、下記2のとおり取り扱うこととする。

なお、本取扱いは、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第16条、第29条若しくは第55条、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第15条、第28条若しくは第57条又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第14条の規定による軽微な変更の工事について対象としたもので、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）については対象外とする。

記

1 軽微な変更の工事

(1) 高圧ガス設備（特定設備及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く）の取替え工事であって、以下の工事。

① 認定品、高圧ガス設備試験受検品*1（以下「認定品等」という。）への取替え工事若しくは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行うKHKS0803（2009）可とう管に関する検査基準に合格した可とう管への取替え工事であって、当該設備の処理（貯蔵）能力の変更を伴わないもの。

（液石則 16(1)①,29(1)①,55①, 一般則 15(1)①,28(1)①,57①, コンビ則 14(1)①）

② 設備の取替えに際し溶接等の現場加工が伴う場合には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工したもの。（平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号通達記3）

※注）配管溶接部等の肉盛り補修（溶接部等からガス漏えいがあり補修する場合を除く。）にあつては、②にかかわらず軽微な変更の工事として取り扱う。

③ 高圧ガスの通る部分の設備のうち、配管及びそれに付属するバルブのルート変更をするもの。（配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更、迂回等に限る。）

なお、軽微な変更の工事に該当するルートの変更であっても、耐震上軽微な変更*2に該当しない場合は除く。（平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号通達記4）

※1 認定品とは、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定について」（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第42号）に定める認定試験者（製造者）の行った試験等に関する「認定試験者試験等成績書」により耐圧、気密、肉厚、材質等が確認できるものをいい、知事が行う完成検査において、当該成績書を確認することにより、耐圧、気密、肉厚、材質等の検査を要しない。

なお、当該成績書の有効期限は、認定に係る完成検査にあつては県の検査日以前3年以内、認定に係る保安検査にあつては県の検査日以前1年以内に受検したものとし、その期間を越えたものについては再度当該検査を受検しない限り認定品等とは扱わない。

また、高圧ガス保安協会が行う高圧ガス設備試験（「高圧ガス設備試験成績証明書」添付）により確認できる場合も同様に扱われる。

高圧ガス保安協会が行う委託検査（任意の自主的な検査制度）は、認定品等ではなく、一部を除き軽微な変更工事の対象外となる。

※2 「耐震上軽微な変更の工事」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示（平成9年3月25日通商産業省告示第143号）附則第2条に規定され、次のいずれかに明確に該当すると認められるものをいう。

- (1) 耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事。（（2）に掲げるものを除く。）
- (2) 耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替えの工事であつて、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。
- (3) ポンプ圧縮機等当該耐震設計構造物の附属品に係る変更に伴つて行われる耐震設計構造物の変更の工事であつて、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。
- (4) 保安上又は公害防止上の必要性から製造施設を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更工事であつて、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。

なお、ここでいう「従来と同等以上の安全性」とは、変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が、変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超えない状態であつた場合をいう。

具体的な例としては、配管の架構において、当初の設計荷重が 2kN/m^2 で、実際の荷重が 1kN/m^2 としていたものを 1.5kN/m^2 に変更する場合をいう。

- (2) 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器（じょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。）のチューブの取替え又はプラグ打ちであつて、溶接を伴わないもの。（平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号通達記5）

(3) 高圧ガス貯槽等の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリー等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリー等の設置、開放検査終了後の撤去の工事(タンクローリー仮設に伴う配管の変更等事業所側設備に変更工事が伴わないものに限る。) (平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号通達記6)

注1) 当該設置時の届出については、事前にその内容を当課あて報告し、設置後及び撤去後に軽微変更届を提出することとする。

注2) 2時間を超えてタンクローリー等を設置する場合には、貯蔵能力に従い別途貯蔵の許可若しくは届出が必要となる場合がある。

(4) 製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事であって以下のいずれかを満たす工事。

① 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備^{※3}を撤去するもの。(既存フランジ部等からの撤去のものに限る。(ポンプ、圧縮機、蒸発器、貯槽等を既設フランジ等から撤去する場合等)したがって、新たにフランジ等を設けるもの、配管の切断、溶接を伴うものは含まない。) (液石則16(1)④,29(1)④,55④, 一般則15(1)④,28(1)④,57④, コンビ則14(1)④)

② 独立した高圧ガス設備を撤去するもの。^{※注}(他の製造(貯蔵)設備と高圧ガス部で接続されていないものに限る。) (平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号通達記8(4))

※注) 平成10年4月1日付け平成10.03.26立局第8号通達記8(4)において、「独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事」について届出は不要となっているが、本県では、施設管理の観点から軽微変更届を提出することとしている。

※3 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備とは、当該製造設備の異常時、例えば、高圧ガスの製造を緊急に停止した際に、既存の製造施設、貯蔵設備又は消費設備等に対して、保安上重大な影響を及ぼす構造(既存の施設の動力となっているもの等)又は機能(緊急遮断弁、ガス漏えい検知警報設備又は計装類等の作動に係る伝達系統を他の施設と共有しているために、その機能を低下させるもの等)を有していないものをいう。

(5) 他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない処理能力100 m³/日(不活性ガス又は空気にあつては300 m³/日)未満の製造設備(耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。)である製造施設(製造施設の追加に係る完成検査不要の変更工事又は既存設備で完成検査不要の変更工事を行ったものに限る。)の変更工事。

(平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第8号通達記7)

(6) 既存容器置場の設備又は貯蔵能力等の変更を行うもので構造の変更を伴わないもの。

(液石則 16(1)③,29(1)③,55③, 一般則 15(1)③,28(1)③,57③, コンビ則 14(1)③)

※注) 「貯蔵所の構造」とは貯蔵所の設備以外のものをいい、例えば、設備を設置する室、容器を置く地盤及び障壁等をいう。

(7) ガス設備(高圧ガス設備及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)又は、ガス設備以外の製造(貯蔵、消費)施設に係る設備の変更。(法第8条第1号、第12条第1項、第18条第1項及び第2項、第24条の3第1項で規定する技術上の基準の適用を受けるものに限る。)

(液石則 16(1)②,③,29(1)②,③,55②,③, 一般則 15(1)②,③,28(1)②,③,57③, コンビ則 14(1)②,③)

(例)

① ガス漏れ検知警報設備の取替え(方式の変更を含む)、位置の変更又は増設。

② 散水(水噴霧)設備の取替え又は増設。

③ 緊急遮断弁の駆動用ラインのルートの変更、駆動方式の変更、操作位置の変更。

※ ルート変更を伴わない駆動用配管等の取替えは届出不要。

④ 除害設備の除害ラインのルートの変更、除害方式の変更。

※ ルート変更を伴わない除害配管等の取替えは届出不要。

⑤ 敷地境界線の位置の変更。(第1種設備距離及び第2種設備距離内の土地を所有権、借地権等により確保することが望ましい。)

⑥ 事務所(事務室)等の移転に伴い、ガス漏れ検知警報設備の警報盤、緊急遮断弁の操作スイッチ等の位置が変わる場合。

⑦ 耐震上軽微な変更の工事に該当する工事。

⑧ 移動式製造設備のシャーシの交換。

(8) 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次の各号に掲げる設備の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号で定める技術上の基準及び同条第2号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事。

(液石則 16(1)⑥,29(1)⑥,55⑥, 一般則 15(1)⑥,28(1)⑥,57⑥, コンビ則 14(1)⑥)

① 特定設備(設計圧力が30MPa以上のもの及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。)の取替え工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限る。)

② ガス設備(特定設備を除く。)の取替え工事であって、本取扱い1軽微な変更の工事のうち(1)及び(7)に該当しないもの。

2 許可及び届出の不要な工事

- (1) 計装類（圧力計，温度計，差圧式液面計）の取替え工事。（同一方式への取替え及び伝送方式が空気式から電気式に変更になる場合に限る。）

（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号通達記 8(1)）

- (2) 充てん又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え工事。

（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号通達記 8(2)）

注 1）本県においては，高圧ホース及び金属フレキ管以外の可とう管であっても許可及び届出の不要な工事として取り扱うこととする。

注 2）配管系の途中（充填機，ディスペンサー内含む）に設置されている可とう管については，許可又は届出が必要となる。（別図を参照のこと。）

- (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又は J I S 等の規格品であり，その性能が保証されているもの（ボルト，ナット，ポンプのローター，圧縮機のピストン，ピストンリング，反応器の攪拌器のプロペラ，蒸留塔のトレイ，熱交換器の邪魔板等）の取替え工事。（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号通達記 8(3)）

- (4) 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事。（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号通達記 8(4)）

- (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事。（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号通達記 8(5)）

（例）

- ① 敷地境界（柵，塀等の工作物）の取替え
- ② 警戒標，標識類の取替え又は増設
- ③ 塗装工事
- ④ 消火器の取替え又は増設
- ⑤ 換気口又は換気装置の取替え又は増設
- ⑥ 照明設備の取替え又は設置
- ⑦ 静電接地設備又は静電気除去装置の取替え
- ⑧ 通報設備（ハンドマイク，ページング）の取替え

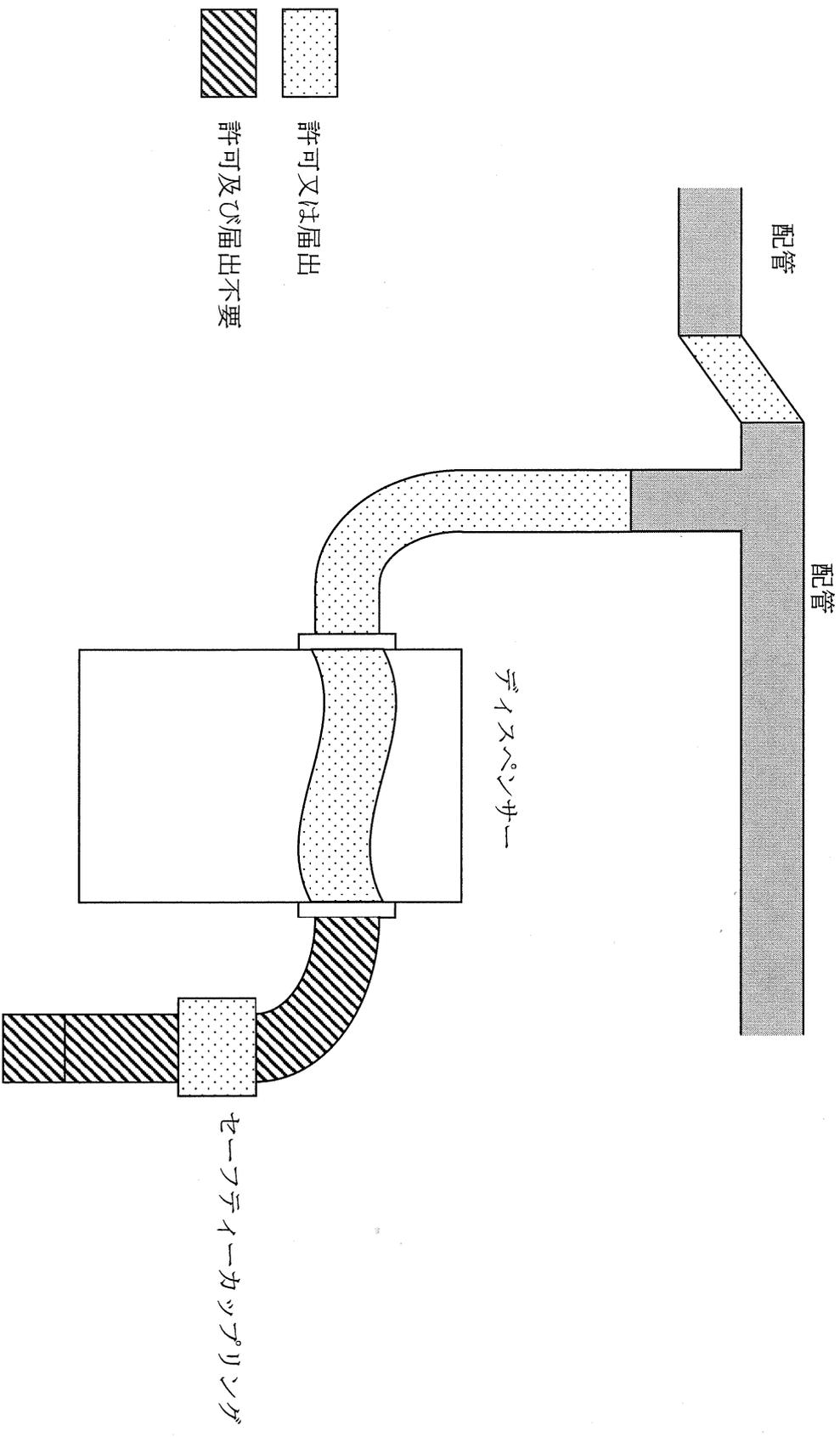
- (6) 消耗品（パッキン，ガスケット，シール材，断熱材，散水・噴霧ノズル，除害剤，防毒マスク，防護具等で事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替えの工事。（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号通達記 8(6)）

附則

平成22年 2月17日 策定

平成23年 2月28日 改定

別図 (2) 許可及び届出の不要な工事 (2) 関係)



[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [消防課](#) > 高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱いについて

高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱いについて

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2012年9月10日更新

宮城県では、高圧ガス保安法第14条第1項若しくは第4項、第19条第1項若しくは第4項又は第24条第1項の規定による軽微な変更の工事について下記のとおり取り扱うこととしています。

不明点等がある場合には消防課産業保安班にお問い合わせください。

[高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱いについて](#) [pdf]

[別図\(2 許可及び届出の不要な工事\(2\)関係\)](#) [pdf]

[▲ページのトップへ戻る](#)

総務部消防課産業保安班

電話:022-211-2377 / E-mail:syoubouh@pref.miyagi.jp Copyright(C)2006.Miyagi Prefectural Government.

All Rights Reserved

このページに関するお問い合わせ

消防課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

5階北側

Tel:022-211-2377 Fax:022-211-2398 [メールでのお問い合わせはこちら](#)